

## 本書の目的

本書は、社会保険労務士試験に最も容易に、かつ、確実に合格するために構成されています。

このテキストをマスターすれば、最も合理的かつ最短に合格圏に入ることができます。

## 本書の特色・使い方

試験に出題されるか、否かの重要度を各項目のはじめに明示しました。

試験に出題される可能性の低い項目を重点的に学習しても合格につながりません。

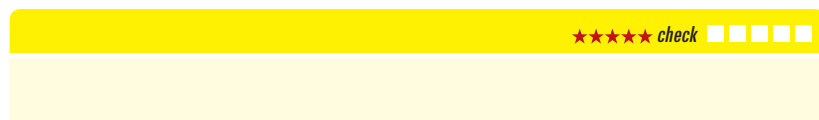
そこで、どこに力を入れて学習すべきかを各項目のはじめに、



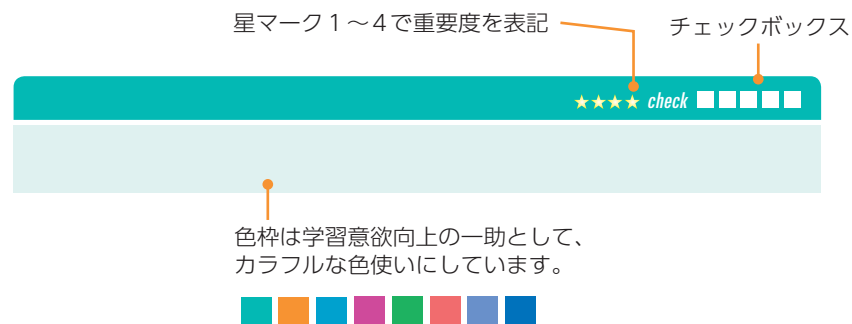
の3段階で示しました。

テキスト内の内容にも重要度を示し、確認のためのチェックボックスを設けました。

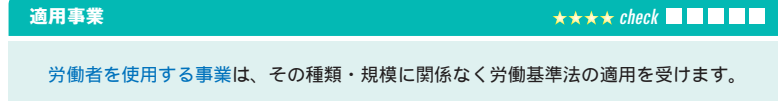
黄色枠で5つ星マークが記してある箇所は、最重要事項です。テキストの本文中や事項の最後にポイントとしてまとめてある場合があります。



テキストの本文中の必須学習事項は、黄色以外の色枠で囲み、1～4つの星マークで重要度を示しています。星のマークの数が多いほど重要度が高くなります。



必須学習に関する関連事項、難解な用語の解説、関連する通達の内容などは、下記のように表示しています。



### 業種の区分

「適用事業」に関する関連事項です。

労働基準法は事業の種類に関係なく適用されますが、労働時間など一部の規定については、事業の種類によって特例が設けられています。そこで、労働基準法は、「別表1」において一定の業種の区分を列挙したうえで、特例の箇所をそれを用いるという手法をとっています。

テキスト本文中の赤字は「必ず選択対策が必要な語句」、青字は「重要な語句」、太字は「注意すべき表現」であることを表しています。

テキスト右ページ上部には、学習日の記録欄を設けました。学習進捗状況などの確認に役立ててください。



テキストの各ページの下に「メモ欄」を設けています。理解しづらい箇所に印をつけたり、メモをとったりする際は、メモ欄にすぐ書き込むのではなく、まずは付箋に書いてメモ欄に貼りましょう。この方法で、テキストを汚さずに、気づいたことを一時的に記録します。

次に、学習を進めるうちに不要となった付箋をはがしましょう。付箋をはがすことで学習が進んだことを実感できます。学習が進んでもなお必要な情報をメモ欄に書き込み、自分だけのオリジナルテキストに仕上げていきましょう。

本書の利用により、一人でも多くの方が社会保険労務士試験に合格されることを、心より切望いたします。

フォーサイト 教材開発チーム







☒ ★★★★★ check ■■■■■

☒については、労働基準法は適用されません。

語句説明

「親族」とは、6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族のことです。 法116条2項

通 同居の親族に労働基準法が適用されるのはどんな場合か

同居の親族についても、次の から の要件に該当する場合は、例外的に労働基準法が適用されます。

常時同居の親族**以外**の労働者を使用する事業において、一般事務又は現場作業等に従事している業務を行うにつき、**事業主の指揮命令**に従っていることが明確である**就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様**であり、**賃金**もこれに応じて支払われている

昭54.4.2基発153号

家事使用人 ★★★★★ check ■■■■■

家事使用人については、労働基準法は適用されません。 法116条2項

通 家事労働者が、家事使用人に該当する場合と該当しない場合

家事使用人に該当 (労働基準法の適用除外)	家事使用人に該当しない (労働基準法が適用される)
法人に雇われ、その 職員の家庭において、その家族の で家事一般に従事している者	個人家庭における家事を <b>事業</b> として請け負う者に雇われて、その の に当該家事を行う者

平11.3.31基発168号

国等の事業

★★★ check ■■■■■

労働基準法は、国、都道府県、市町村その他これに準ずべきものについても適用があります。しかし、適用の有無や、規定のすべてが適用されるかどうかにつき、次のような違いがあります。

国等の事業に使用される者への労働基準法の適用

公務員			独立行政法人の職員 (公務員ではない)
国家公務員		地方公務員	
一般職の 国家公務員	行政執行法人 の職員	一般職の 地方公務員	すべて適用
適用除外	すべて適用	一部が適用	

法112条

明

「行政執行法人」は、独立行政法人の一種です。たとえば、造幣局などです。独立行政法人ではあるものの、国の行政に密接に関わる事務を取り扱うため、行政執行法人の職員の身分は**国家公務員**です。国家公務員の身分を持ちながら、労働基準法が適用されます。

船員法に規定する船員 ★★★★★ check ■■■■■

船員法に規定する**船員**については、総則（法1条から11条）と罰則の一部の規定のみ適用されます。

船員には、労働基準法の特別法である船員法が適用されます。

法116条1項

明

「**特別法**」とは、ある法律と比較して、適用される範囲が狭い法律のことをいいます。対になる言葉は**一般法**です。特別法の効力は、一般法に優先します。たとえば、船員にのみ適用される船員法（特別法）の効力は、労働者一般に適用される労働基準法（一般法）に優先します。